

授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金(申請必要) 生活保護(生業扶助)受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象

- ◆ 高校生等奨学給付金は、7月から申請を受け付け、年額を一括給付する制度ですが、新入生で一部早期給付を希望する場合は、4月～6月分(年額の4分の1)の前倒し給付が可能です。(申請必要)
 - ※ 7月～翌年3月分(年額の4分の3)の給付を受ける場合、7月以降に2回目の申請が必要です。
 - ※ 1回の申請で年額を給付する通常給付の制度もあります。(7月から申請受付を開始)
年額の一括給付を希望する場合は、7月以降に通常給付で申請してください。

1 申請できる方 令和5年4月1日現在で次の要件をすべて満たす世帯

- (1) 保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。**
 - 神奈川県外に在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
 - ※ 都道府県によって実施状況が異なります。
- (2) 生活保護(生業扶助)受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。**
 - 生活保護(生業扶助)受給世帯(以下「生活保護世帯」という。)の確認は、**令和5年4月1日現在**※の生業扶助の措置状況がわかる書類で行います。
 - ※ 2回目の申請は、令和5年7月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる書類で確認します。
 - 住民税所得割非課税世帯(以下「非課税世帯」という。)の確認は、**令和4年度**※の課税証明書等で行います。
 - ※ 2回目の申請は令和5年度の課税証明書等により確認します。
 - ※ 新入生対象一部早期(前倒し)給付では個人番号(マイナンバー)を利用できません。
 - ※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。
- (3) 対象となる高校生等が新入生として高等学校等に在籍していること。**
 - 高校生等とは、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する生徒です。
 - 高校生等が児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
 - 高等学校等とは、高等学校(別科を除く。)、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。
 - ※ 高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科を含みます。

2 申請期限(1回目) 令和5年6月30日(金)

- 高校生等(新入生)を複数名扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期(1回目) 申請した月の2か月後の末頃を予定

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

4 申請書提出先

令和5年4月1日に在学する(していた)学校の事務室

5 支給条件 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します。

- 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給しますので、この費用に未済がある場合は、奨学給付金支給額を未済額に充当します。
※ 授業料以外の教育費の例:教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等
- 授業料以外に学校へ納付するPTA会費等の納付金に未済がないことについて学校長の確認が必要となります。
- 1回目の申請では年額の4分の1(4月～6月分)を支給します。残りの年額の4分の3(7月～翌年3月分)の支給を受けるためには、7月以降に2回目の申請が必要となります。
- 2回目の申請では、原則として年額の4分の3の支給となりますが、世帯の収入状況の変化等により、支給ができない場合や額が変更となる場合があります。

6 支給額 世帯区分及び在学する学校の課程により支給額が異なります。 「給付対象者及び給付額確認シート」を参照してください。

● 対象となる高校生等1人あたりの支給額（1回目の申請・4月～6月分）

世帯区分			全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護世帯			8,075 円		12,625 円
非課税世帯	15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が	いない	29,275 円	12,625 円	
		いる	35,925 円		

● 対象となる高校生等1人あたりの支給額（2回目の申請・7月～翌年3月分）

世帯区分			全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護世帯			24,225 円		37,875 円
非課税世帯	15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が	いない	87,825 円	37,875 円	
		いる	107,775 円		

※ 世帯の収入状況の変化等により、2回目の給付がない場合や1回目と異なる世帯区分となる場合があります。

7 提出書類(1回目)

提出前に記入漏れや添付書類の漏れがないことを確認してください。
不備があると支給が遅くなります。

(1) 生活保護世帯・非課税世帯共通

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書
- ② 振込先口座を確認できる書類(預貯金通帳等のコピー)

※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別(普通口座又は貯蓄口座)、口座番号及び口座名義人(カナ)がわかる部分の通帳のコピーを提出してください(通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。)

(2) 生活保護世帯の方 ※専攻科の高校生等を除く。(専攻科の高校生等は(3)参照)

(1)の書類に加えて、令和5年4月1日現在、生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる次の①②の証明書のうちいずれかを提出してください。

① 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(第2号様式)

※ 学校または県ホームページから様式を入手し、福祉事務所で証明を受けてください。

② 生活保護受給証明書の原本又はコピー

申請の対象となる高校生等について、令和5年4月1日現在、生業扶助が支給されていることが記載されている証明書を福祉事務所で発行してもらってください。

このお知らせを担当のケースワーカーに確認いただき、必要な書類の発行を依頼していただくと手続きが円滑に進みます。

(3) 非課税世帯の方

① の書類に加えて、次の①～③の書類を提出してください。

① 令和4年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)であることが確認できる次のア～ウのいずれか(保護者全員分の提出が必要)

ア 令和4年度市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー

イ 令和4年度市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー

ウ 令和4年度市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー

② 対象となる高校生等の健康保険証のコピー※

② 兄弟姉妹の健康保険証のコピー※(次の条件に該当する場合のみ)

申請者が、令和5年4月1日現在、対象となる高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹(平成12年(2000年)4月3日～平成20年(2008年)4月1日生まれ)を扶養している場合

※ 健康保険証のコピーは、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りし、読み取れない状態にして提出してください。

神奈川県外から転入された場合や、転職等により健康保険証が変更となった場合など、必要に応じて追加書類をお願いする場合があります。

8 提出書類(2回目)の注意点

2回目の申請で提出する書類は通常給付で提出するものと同じです。

詳細は7月以降に通常給付の案内をご確認ください。

● 生活保護世帯の方は、令和5年7月1日現在、生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる書類を提出していただくことになります。

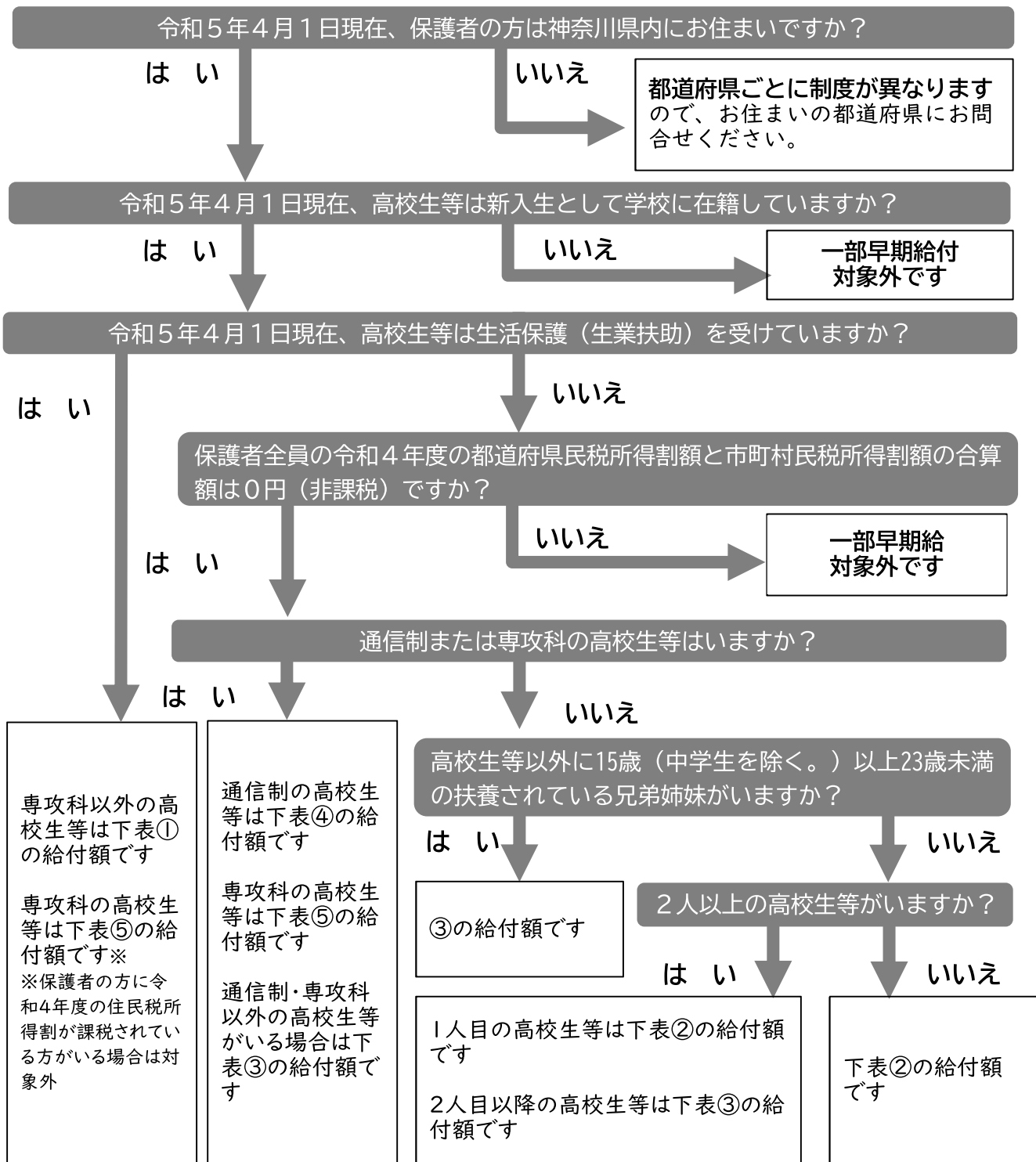
● 非課税世帯の方は、令和5年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)であることが確認できる書類を提出していただくことになります。

また、兄弟姉妹の健康保険証のコピーの提出は、令和5年7月1日現在、対象となる高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹(平成12年(2000年)7月3日～平成20年(2008年)4月1日生まれ)を扶養している場合となります。

9 申請書の誓約・委任欄

申請書裏面に【5】誓約・委任欄がありますので内容を必ず確認していただき、署名してください。

新入生対象一部早期（前倒し）給付 給付対象者及び給付額確認シート



【参考】給付額（例）

※一部早期給付を利用する場合、4月1日と7月1日それぞれの世帯状況に基づき下記の額を給付します。そのため、世帯の収入状況の変化等により合計（年額）が異なる場合があります。

世帯状況	4月～6月分 (1回目の申請)	7月～翌年3月分 (2回目の申請)	合計 (年額)
①生活保護世帯（全日制・定時制・通信制）	8,075円	24,225円	32,300円
②非課税世帯 第1子（全日制・定時制）	29,275円	87,825円	117,100円
③非課税世帯 第2子（全日制・定時制）	35,925円	107,775円	143,700円
④非課税世帯（通信制）	12,625円	37,875円	50,500円
⑤非課税世帯（専攻科）	12,625円	37,875円	50,500円